

紀美野町第1回定例会会議録

平成22年3月16日（火曜日）

○議事日程（第3号）

平成22年3月16日（火）午前9時00分開議

第1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 16名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
13番	杉野米三君
14番	鷺谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	岩橋成充君
消防長	七良浴光君
総務課長	岡省三君
企画管財課長	牛居秀行君
住民課長	中尾隆司君
税務課長	山本倉造君
産業課長	増谷守哉君
建設課長	山本広幸君
会計管理者	岡本卓也君
総務学事課長	
教育次長	溝上孝和君
生涯学習課長	新田千世君
保健福祉課長	井上章君
水道課長	三宅敏和君
地籍調査課長	温井秀行君
代表監査委員	中谷一君

○欠席したもの

代表監査委員 中谷一君

(10時00分から欠席)

○出席事務局職員

事務局 局長 大東淳悟君

書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（美野勝男君）

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男君） それでは日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は6件です。

順番に発言を許します。

1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

○1番（田代哲郎君） まず、子どもの医療費助成に対する国のペナルティについて質問します。

子どもが安心して病院にかかれたらとの思いは、だれにも共通の願いであり、全国では349の市区町村が医療費を中学生まで無料にしています。県下でも拡充を検討する自治体がふえ、この町でも公約どおり、中学校卒業まで無料化が、病院でお金を払わなくてもよい受領委任払いという方法で実現しました。

一般質問で何回も取り上げてきましたが、厳しい財政事情のもとでの決断に、心から敬意を表します。子どもの病気は急変しやすいので、親にとって、お金の心配なく病院に行くことができれば、どれほど安心かと思えます。

一昨年、国保税を滞納している家庭の子どもに対する資格証の発行が全国的な問題になったので、昨年4月からは法律が改められ、中学生以下の子どもには、滞納しても保険証を交付することになりました。したがって、対象となる子どもたちは、家庭の状況にかかわらず、無料で必要な医療が受けられるようになります。一時立て替えの金がいなければ受診できない心配も、10月からはなくなります。

若い親たちは子どもの笑顔に励まされながら、仕事と子育てを両腕に抱えて懸命に家庭をはぐくんでいます。子どもの医療費助成は、子育て世代への経済的援助のみならず、育児への心理的な支援として大きな役割を発揮すると思えます。

しかし、受領委任払い方式をとっている市町村に対して政府は、国民健康保険療養給付費等国庫負担金を調整と称して減額しています。そのペナルティが受領委任払いに改善する際の障害になっている自治体もあります。頑張っている市町村に水をかけるようなやり方は、少子化対策に逆行するものです。

この問題について、我が党の穀田議員は衆議院予算委員会で追求しました。鳩山首相の答弁は、前進できるように努力したいとのこと。町としても、他の市町村と連携しながら、ペナルティをやめるように政府に働きかける考えがないか、お伺いいたします。

次に、子宮頸がんの予防について質問します。

今では多くの人によく知られていますが、日本人の2人に1人はかかり、3人に1人が亡くなる死亡原因の第一位はがんです。そして女性特有の臓器に発生するがんとしては、乳がん、子宮がん、卵巣がんがあります。中でも子宮がんは、膣とつながる子宮の入り口、つまり頸部に発生する子宮頸がん、奥の子宮体内部にできる子宮体がんに分類されます。

この2つは、がんになるメカニズムや治療などが異なる全く別の悪性腫瘍です。子宮頸がんの原因は99%以上がHPV、ヒトパピローマウイルスの感染であり、若い女性に患者が集中しています。一方、子宮体がんは女性ホルモンのアンバランスが大きく関係しており、中高年から高齢者に多い病気です。

女性にとって子宮頸がんは、乳がんの次に多い特有のがんだと言えます。日本では年間1万5,000人の女性がかかり、約2,500人が亡くなっています。特に20代、30代の若い女性での発生が懸念され、これは他のがんには見られない特徴です。最近では30代がピークになっており、社会的な女性の晩婚化傾向を考えると、これから妊娠・出産を迎える若い人にとって深刻な病気になっています。

しかし、この悪性腫瘍は、検診さえ定期的を受けていれば100パーセント予防できます。がんになる前の組織の変化を検査で発見できるためです。病変が見つければ、円錐状に切り抜く簡単な手術で完全に治ります。体への負担も少なく、子宮をそのまま残せるので、治療後の妊娠や出産も可能です。ですから子宮頸がんの検診は早期発見ではなく、がんになるのを防ぐのが目的で行われます。

HPV感染からがんの発症まで平均10年ですから、定期的に検査を受けていれば、がんになってから発見されることはありません。にもかかわらず、我が国の若い世代に

は検診の大切さがほとんど理解されていないのが現状です。

全体の受診率は諸外国に比べて極端に低く、検診では後進国となっています。検診さえ受ければ確実に防げるのに、受けないために、がんが進行してから発見されることが多い実情です。

そこで、紀美野町における子宮頸がん検診の受診率と、その向上のための取り組みをお聞かせください。

3点目は、地域ふれあいサロンの取り組みについてです。

昨年3月の市町村別人口統計を見ると、町の高齢化率は36.5%、県下で6番の順位です。75歳以上のお年寄りは2,431人で21.7%に達しています。日本の高齢化の特徴は、ひとり暮らしと高齢夫婦のみの世帯の増加ですが、町でも高齢世帯の60%以上が単独世帯か、夫婦のみの暮らしです。

ひとりで住んでいる高齢者には、外に出るのもおっくうだとか困難だという人もふえ、連れ合いや家族がいても話す機会が少ないお年寄りも多いと思われます。したがって、うつ病など、高齢者の心の問題が懸念されます。

町は昨年3月に第2次紀美野町老人福祉計画、介護保健事業計画を策定し、住みなれた地域でみんなが支え合う社会づくり事業の1つに地域サロンづくりの推進を上げ、予算に高齢者ふれあいハウス事業委託料を計上しました。

人は語ることによって心が軽くなり、話を聞いてもらうだけで、悩みの半分は解決します。だれにとっても話し相手や居場所があるというのは、とても大切です。

こうした取り組みは近隣の自治体など、先進例はありますが、同じようにはいかず、試行錯誤や手探りも多いと思います。しかし大切な事業であり、地域ふれあいサロンの活動状況と苦勞されている点などについて、教えていただければと思います。

最後に地域経済の再生について、町の考えをお聞かせください。

大きなテーマですが、活気のあるまち、夢のあるまちを掲げる2期目の町政にとって、避けられない課題だと考えます。

今は、生きることそのものが大変困難な時代だと言われます。貧困の広がりは一層深刻になり、生活保護世帯もふえ続けています。何より自殺者が12年連続して3万人を超えているのは胸の痛む出来事です。原因は経済的な理由が多く、しかも若年化しています。

したがって都市であれ山村であれ、暮らし続けることが非常に難しい状況にあるとい

う認識で、地域再生を問い直す必要があると考えます。

地域経済と地方自治体の再生を考える場合、いかに持続可能な経済の仕組みや構造を根づかせるかという視点が大切ではないかと思えます。地域の中で投資を繰り返し行い、そこで雇用や所得を生み出し、地域内に循環させていくシステムを、町と住民、企業などが一緒につくり上げていくために、一過性の公共事業だけに頼らない、新たな取り組みが求められます。

地域にはさまざまな経済主体があります。民間会社、個人経営、農家、農協、NPO、加工グループ、そして町役場もその一つです。まさに地域経済の主役にほかなりません。そうした経済主体が地域に根差し、雇用や所得を維持する力を養うためには、内需を拡大して、持続的な経済循環をつくり出す支援が必要ではないかと思えます。

具体的な施策として、例えば住宅改修助成制度なども1つのモデルではないかと思えます。

山形県庄内町の持ち家住宅建設祝金事業では、住宅でも店舗でも倉庫でも、地元業者に増改築を頼めば、上限を50万円として、工事費の5%が給付されるそうです。国の資金も活用しながら地域の産業を維持し、住民生活のニーズに沿って新たな仕事をつくり出すために、町が、その財源と権限を生かすということではないかと思えます。

紀美野町はきょうまで、農林漁業や商工業振興に少なからぬ資金を投じてきました。しかし、地域循環型経済を展望した支援はそう多くはなかったと思えます。地域再生に決め手はありませんが、持続可能な内部循環型経済というのは、一つのキーワードではないかと思えます。そうした方向性を模索する考えがないか、お伺いします。

以上です。

(1番 田代哲郎君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 田代議員の1番目の質問、子どもの医療費助成に対するペナルティについて、お答えしたいと思います。

乳幼児医療費助成につきましては、平成19年度から乳幼児に加え、小学生6年生までの児童が対象となるように改正されております。その時点から、乳幼児につきましては委任払い制度を新たに追加され、小学生につきましては償還払いという方法になっております。

今回の条例改正により、子ども医療費助成として、小学生から中学生までの助成と引き上げを、またその支払い方法につきましては、10月を目処として、県外を除く委任払い制度に改正されたところでございます。

議員ご指摘のとおり、医療費助成における一部負担金減額に伴う地方単独事業を行う市町村につきましては、受領委任払い制度では、国民健康保険事業の国庫負担、あるいは国庫補助金の交付に対し、ペナルティが課せられるものでございます。国民健康保険事業を運営するに当たりましては、医療費に対する国庫負担金、また国庫補助金の交付が大変重要になってまいります。

紀美野町におきましても大変厳しい財源の中、健全な国保事業運営のため、県、町村会等を通じ、国に働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 田代議員の、2点目の子宮頸がんの予防について、お答えします。

がんは、我が国において昭和56年から死亡原因の第一位であり、がんによる死亡者数は年間30万人を超える状況です。しかし、診断と治療の進歩により、早期発見・早期治療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要です。

特に女性特有のがんについては、検診受診率が低くなっています。本町の平成20年度の子宮頸がんの受診率は14%です。特に若い人の受診が少なくなっています。これは本町に限らず、全国的な傾向です。

がん検診は平成21年度5回の日曜健診を行い、契約医療機関で個別検診も実施しています。40歳以上の方は無料とし、20歳から40歳未満は500円の自己負担金を徴収しています。

女性特有のがん検診については、国の補正予算により節目検診が実施され、がん検診手帳やがん検診無料クーポン券の配付を行っています。今後、受診率向上や若い女性の受診勧奨のために、町広報やホームページによる広報活動や乳幼児検診や学校の保護者等への啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて田代議員の3点目の、高齢者ふれあいサロンづくりについて、お答えをいたし

ます。

住みなれた地域で高齢者を中心とした地域住民が集えるふれあいサロンを町内各地に設置し、高齢者が運営を行うことにより、高齢者福祉の充実と地域福祉活動の活性化を図る目的で、ふれあいサロンを実施しています。

コーディネーターがサロン立ち上げの支援を行い、リーダーとなる人材の発掘、運営のための指導等を行っています。

さて、ふれあいサロンの現状は24カ所が立ち上がっています。集会所等で、月に1～2回程度開催しています。内容は血圧測定等の健康に関することや、料理等でございます。

課題としては、どうすれば継続して実施することができるか、あるいは参加しやすい内容をどうするか等があります。要望としては、指導者研修を開催し、リーダーの育成を行うことや補助金の増額等があります。今後は継続実施できている各サロンの交流会や指導者研修会を開催し、継続的に開催していただけるよう、リーダーの育成等に取り組みます。

ふれあいサロン事業が根づくのは非常に難しい課題ですが、地域やボランティア等の方々にご協力いただきながら、課題解決に取り組み、地域の高齢者支援に努めたいと考えています。

以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長 (増谷守哉君) それでは田代議員の4番目の質問の、地域経済の再生について、答弁させていただきます。

田代議員の質問の中の「内部循環型経済」という言葉は余り一般には聞きなれない言葉でございますが、これにつきましては、長野県栄村の村長が提唱されている施策に関する言葉ということでございます。

少し栄村について、説明させていただきたいと思います。栄村につきましては、国県などの補助金に頼らない自由な村、独自の直営方式によるほ場整備や農道整備など、各種事業や、また栄村振興公社が抱える町ぐるみの観光施設の経営や地場製品の販売、また16人に1人という村民がヘルパーの資格を持って福祉にかかわるなど、数々の独自

の施策を実施しているということでございます。

これによりまして住民が村の事業に直接・間接的に就労し、所得を得て、またそれを地域で消費することでお金が地域に循環し、村が活性化するシステム、いわゆる内部循環型経済ということで、実践されているということでございます。

質問の、町として持続可能な内部循環型経済という方向性を探求することはないかということでございます。紀美野町にとっても、地域経済の方向性については、町の根幹をなす大変重要なものと考えてございます。また、同時に地元の雇用や就労の場の維持創設についても、非常に重要なことと考えてございます。

このため、町の主幹産業である農林業や商工業への各種支援事業を実施することにより、地域経済の振興を図るとともに、シルバー人材センターなど、まちづくりにかかわる団体が実施している地域に根差したコミュニティビジネスへの支援を行い、雇用や就労の場づくりを推進しているところでございます。

また、本年度を含めまして3年間の期限つきとはなりますが、交付金事業での緊急雇用、またふるさと雇用で、現在17の事業において、総額1億3,000万円の雇用を行うこととしてございます。これに加えまして、紀美野町の豊かな自然や農山村の環境や資源を生かした観光交流の取り組みが、地域経済へ果たす役割は非常に大きいものと考えてございます。

このため、既存の観光資源や近い将来建設予定の「道の駅」プランにおいても、地域住民の雇用や就労の場づくりを主眼とした計画づくりが必要であると考えてございます。

紀美野町においても、これら町内の雇用・就労の場を推進するための事業を進めており、これにより町内にお金が循環する、いわゆる内部循環型経済をなしているものと考えてございます。

今後、事業をさらに推進するに当たっては、栄村のような市町村主導型による内部循環型についても、先進地の事例を参考として、事業を進めてまいりたいと考えてございますので、議員各位のご指導を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

- 議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。
- 1番（田代哲郎君） 子どもの医療費については、ペナルティについて、やめるように国に働きかけたいということですが、もともと子どもの医療費助成というのは、

本来国の制度として取り組むべき事業であって、国がやらないから、県や市町村がやっているのが現在の実情です。

これまた我が党の穀田議員が先日の衆議院予算委員会でこの問題を取り上げ、当面、小学校入学までの、今、県がやっている就学前の子どもの医療費助成について、無料化実施を国の制度としてやれと。そしたらその上に県はまた積み上げ、市町村が積み上げることができるという、そういう実施を求めたんですが、鳩山総理は優先課題として取り扱いたいテーマだと理解するというので、前向きな答弁を引き出すことはできたのですが、こういうことについては、地方議会などからも声を上げるべきだと思うんです。自治体としても、そうした制度の実現に向けても、国に対して声を上げた方がいいと考えるんですが、その点についてはどうなのか、考えをお伺いします。

子宮頸がんの問題は、言われるとおり全国的な傾向として、中高年の受診習慣のある人が繰り返し検診を受けているという現状がありまして、一方で20代や30代の受診者が極めて少なくなっている現象が起こっています。これは私、勉強に行きました串本町でも同じようなことを言っておられました。

お産の経験のある経産婦の人は受診するけども、未婚者や妊娠の経験のない人は受診を嫌がるということだそうです。日本人で子宮頸がんにかかった人の約80%は検診を受けていないという実情があります。

やはり自治体の取り組みとして、検診を受けやすい環境を整備することが大切だと思います。日曜健診とか個別検診、特に日曜健診なども精力的に取り組まれています、委託する医療機関が、今どの程度の範囲にあるか把握していませんが、遠くの医療機関まで委託する医療機関を広げてみるとか、病院など、特に厚生病院には産科があるので、そういうところに啓発をお願いして、若い人が受診した場合に、そっちの方の検診もした方がいいよという呼びかけをしてもらってはどうかというふうに考えます。

もう1つは、検診の精度を高める方法として、WHOはHPVの感染を調べる検査、HPV・DNAテストを併用することを奨励しています。併用すれば検診の精度を100パーセントに上げることができるということで、身体的な負担もないということです。

これらのメリットというのは、ウイルス感染がマイナスだったら、5年間は絶対に発病の心配はないと安心できる。だから受診も、町が今やっているように毎年受診でなくて、そういう人に限っては3年間に1回、3年後の受診でいいよということで、受診を免除できると。ただ、これを自費で受けると5,000円から1万円程度はかかるそう

です。だから費用対効果も考えて、検診にHPV検査を併用する考えがないかどうか、その辺のことも考えをお聞かせください。

地域ふれあいサロンですが、こうした活動を進める上で大事なものは、行政とのよりよいパートナーシップだというのは、だれでも考えることだと思います。自立している高齢者にとっては、世話役活動は必要だということも一つの側面であり、それも意味があることだというふうに考えられています。

地域ふれあいサロンに限らず、お互いに世話をするというで居場所を見つけ、成長するという側面を持っています。活動、人と人とのよりよい関係を築く取り組みであり、今の満足感が、続けるためのエネルギーだと思います。したがって、活動の継続にはとても役に立っていると、言葉だけではなく、そういうふうに具体的に評価される仕組みをつくっていくことも大切かと思われまます。

この活動がどんどん広がっていったら定着すれば、寝たきり予防や認知症の予防、それから引きこもりの高齢者の対策としても、かなり期待されるのではないかとこのように考えてます。

ただ、お聞かせ願いたいのは、活動の補助金を増額してほしいという希望もあるということですが、活動の助成金について、今後の見通しはとなると考えておられるのか、その辺のことについてもちょっとお聞かせください。

質問の4点目の、地域経済の再生、漠然とした話で大きなテーマなんですけども、何遍も言いますが、これから町が当面する問題としては避けられない課題だと思います。あくまで地域おこしというのは一過性ではなく、持続可能ということが大事だと思います。町の地域経済を支えているのは中小企業や零細な事業所、農家、農協、NPO、シルバー人材センターとか加工グループなどですが、こうした経済主体が地域経済の循環に持続的に貢献する仕組みをつくっていくということだと思います。

各地の実践では、自治体の施策によって、さっき言われました栄村のように、そういうことが可能になっている自治体も、例えば高知県馬路村とか、そういうふうにあります。

一つ二つ、そういう取り組みを紹介しますと、千葉県野田市などで、この4月から実施される公契約条例というのがあるんですが、行政が発注する1億円以上の建設工事と1,000万円以上の請負契約について、派遣や下請けの労働者も含めて、市長が定める賃金の最低額以上支払うことが条件になっています。当然これをやると、落札価格

が上がってきます。落札価格が上がりますが、内需拡大と官制のワーキングプアの解消へということで、自治体自身が先頭になって取り組んでいます。

それからさっき少し紹介がありましたが、栄村のユニークな取り組みですが、出てきました栄村振興公社というのは、村が100パーセント出資して、観光とか宿泊施設、特産品の開発・販売・あっせん、都市との交流、道の駅の運営などをやっています。宿泊施設などでも、土産物や食材、飲み物など、できるだけ多くの商品を村内の事業所や農家、生産組合から調達すると。その額が年間1億9,600万円にのぼるそうです。1,000人ちょっとの村ですから、村民1人当たりに還元されるお金というのは相当なものですね。

もう1つやっているのは、村内の各種の生産者を組織化して、生産物をノーマージンで販売あっせんしていると。要するに1銭も手数料とか販売料を取らずに、農業とか、村内の生産品を村外の都市へ持って行って売っている。公社自身は、だから赤字だそうです。公社は赤字になっても、村民にはお金が回ってくるという仕組みをつくっています。だから村長も公社の担当者も、公社は赤字になって当たり前で、当然なんだという言い方をするそうです。

昨年11月に「第14回小さくても輝く自治体フォーラム」というのが全国の57人の町村長の呼びかけで福島県の大玉村というところで開かれました。毎年2回開かれているんですけど、そういうユニークな取り組みを交流しながらやっています。全国から首長や自治体関係者、188人の参加があったそうです。

そうした取り組みにも参加して、その中でいろいろ交流されるユニークな取り組みについても関心を寄せて学ぶ。出かけていけば一番いいんですけど、そこまで行かなくても、その中でもいろんな事例に関心を寄せて学ぶ考えはないかどうか、お伺いします。

以上です。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 議員ご指摘のとおり、国の制度において、子ども医療費の助成という形で制度的なものが行われれば、町単独の部分、また国からのペナルティ等々の部分がなくなると思います。また現在、県内においては、小学校までの生徒に対して助成を行っている自治体が4自治体、また、中学生まで助成を対象とする自治体が4月からということで、紀美野町を含め、5自治体になってくるかと思えます。

先ほど言われましたように、ペナルティに対する国への要望を含め、制度自体、国の

制度として医療費助成制度ができるよう、町村会等を通じての要望の中へ含めて考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の再質問の2点目の、子宮頸がんですが、医療機関につきましては、海南医師会にご協力をいただきながら、個別検診等を実施しておるところでございます。そういうことで、各医療機関で、また訪れる方々のご協力をいただいて啓発していただくということもお願いをしたいと考えているところでございます。

それからHPVの検査というような検診の方法につきましては、県とか、あるいは海南医師会の指導によりまして、よりよい検診の方法をご指導いただいた上で取り組みたい、かように考えておるところでございます。

3点目の高齢者のふれあいサロンの補助金の今後についてですが、現在、ふれあいサロンを各地で開いていただくということで、種まきの状況でございます。そんな中で、やっと芽が出てきているというのが現状でございます。今後の動向を勘案しながら、補助金のあり方等考えてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

○産業課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

地域経済という大変大きな問題でございます。これにつきましては町はもちろん、町内の企業、住民、また農林業関係の関係者が関係する非常に難しい問題であろうかと思っております。

議員仰せの、持続可能な経済をつくっていかないとあかんということでございますが、これにつきましては現在においても町の方で地域雇用の場、就労の場ということで、事業の展開をしているところでございますが、今後においては、また先進地等の事例も参考にしながら、地域経済の活性化ということも考え合わせて、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

○1番（田代哲郎君） 子宮頸がんについてですが、もう1つの予防接種としてワ

クチン接種というのがあります。昨年9月に厚生労働省はサーバリックスというワクチンの製造販売を承認しているんですが、ただこれはすべてのHPV、ヒトパピローマウイルス感染を予防できるわけではないんです。子宮頸がんというのを引き起こす、100種類ほどHPVというのがあるって、恐らく男性も女性もだれもが持っているウイルスなんですけども、子宮頸がんを引き起こすハイリスクのHPVは13種類ほどあります。その中で70%に感染が見られる16型と18型という2つの型をターゲットにしています。だからすべて予防できても、70%ぐらいかなというところです。

HPVというウイルスに感染するのは性行為が原因なので、未体験の女性でなければ効果は望めないという、ここがみそなので、そのために日本の場合は10歳から接種できるということになってます。これもどうかなという気がします。

ただ、接種費用が3回の接種で5万円程度かかるというふうに言われています。全国的にもまだ少ないのですが、費用を助成している自治体もあります。和歌山県では御坊市が小学校6年生の女子児童を対象に全額助成することになっています。ただ、接種を受ける児童が、意味等について理解しているかどうかというのは、わからないところです。そこをどう理解させていくかという問題もあると思います。

紀美野町でもワクチン接種を助成する考えがあるのかどうか、念のためにその辺のことも伺います。

地域ふれあいサロンの取り組みですけど、検討していきたい、今後のあり方を考えたいということですけど、長く続けるためには、金銭面でのサポートも、ある程度必要というふうに考えるべきだと思います。

日高川町へ行った時に勉強してきた助成制度について報告しますと、参加者1名につき200円×人数×回数で、上限は年間5万円までの補助ということになっていました。まねる必要はないのですが、持続可能な仕組みの検討が必要であるというふうに考えてます。その辺についてのお考えを聞かせてください。

まちづくりについて、しつこいんですけど、もう1つだけユニークな事例を披露します。地域おこしの実践を勉強していたら、本当にユニークなおもしろいことがいっぱいあります。例えば福島県川俣町の「みんなでつくりまちづくり条例」というのがあります。地区自治会やテーマごとにまちづくり協議会を認定して、それぞれ3年間で100万円までの補助をします。自治会単位で町内に14のまちづくり座談会というのをつくって、そこから事業を提案してくる仕組みになっているという、そういうユニークな

取り組みもあります。

先の選挙で地元のリーダーという言葉を再三耳にしたし、そういうスローガンも見かけました。ところが、どこの山間地でも地域おこしに熱心に挑戦しているのは、よそから来た人が圧倒的に多いという事実も知っておいてほしいと思います。

これは日高川町が発行している、まちと都市との子どもの交流をする事業のパンフレットですが、この裏に田舎で暮らそう I ターンの仲間たちという記事がありまして、ロハスな暮らしをしていますという、みんなの元気な記事が載っています。

いわゆるこの町で生まれ育った人たちというのは、失礼な言い方ですけど、自分たちの故郷を誇りに思っているか、自分に問いかけてほしいというふうに思います。町の豊かな自然や宝物を守り、残してきたということ、胸を張って言えるのかどうかということもあると思います。

私はよそから移り住んできたので言うわけではありませんが、これはありし日の野鉄を写した写真集です。ここにはその当時の野鉄の姿が非常に印象的に、きれいな写真で、野上谷の美しい自然とともに写され、載せられています。この写真集を発行した人は、19歳から、この町の魅力に取りつかれて通い続けて写真を撮り続けてます。

ここに、こういうふう書いてあります。電車を取り巻く野上の谷の風景も、海辺の町に生まれて育ち、田んぼの風景を知らない私にとって、自然に満ちあふれ、輝いて見えた。故郷を離れ、ひとり暮らしをしていたあの頃、ホームシックだったのかもしれない。ゆったりと時間の流れる野上の谷に自分の居場所を求めたのかもしれないというふうに、野鉄と野上谷の風景に魅せられて写真集を発行した人は神奈川県に住んでいる人です。町の図書館にも置いてあると思いますので、一度ご覧いただければ、非常に懐かしい風景がいっぱい出てきます。

その中には、きれいな川のところで魚つりをしている子どもたちの写真も、こういうふうに乗ってしまして、今はこんなきれいな川原が貴志川でも、これは小畑の三枚川原だそうですが、今あそこは葦が生え込んで、入るのがやっとぐらいのことになってます。これなんか見たら、都会の子どもたちにとっては非常にうらやましい光景であろうと思います。こういうようなものも、ほとんど今ありません。

そういう自然を本当に守り通していくということは非常に大事なことだというふうに思います。

中山間地が元気になるためには、もともとそこに暮らしてきた人たちが、よそから来

た人を開かれた関係で受け入れる風土が必要だと思います。よそからの人たちが安心して住める条件を整える努力も必要だと思います。それは最も大切なことだと思うんですが、町の考えはどうか、お聞かせください。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えいたします。

2点目の子宮頸がんの予防についてでございますが、とにかく受診をしていただくというのがまず第一でございます。そのための施策として、いろいろ田代議員から提案がございました。

そんな中で、御坊市が全額負担をしているというお話もございましたが、やはり近隣市町等々の状況も踏まえ、また今後どうした対応が一番妥当であろうかということで検討してまいりたいと思います。

3点目のふれあいサロン事業、これについての金銭サポートが必要であろうというお話でございますが、現在、町内にやっと24カ所立ち上がったというふうな状況の中で、次の段階のステップとしての進め方、これに関係してこようかと思っております。

そんな中で、各地域の状況を見ながら検討していかないと、補助金ばかりこちらから出しているというのでは、自主性もないという反面がございます。そんな関係上、もう少し状況を見ながら検討をしてまいりたい、そのように思います。

地域おこしの問題で、みんなでつくるまちづくりということで、提案方式もあれば、いろいろあるかと思っております。当町におきましては議員ご承知のとおり、まちづくり協議会というのを立ち上げて、そこで、まちづくりについて、町民の盛り上がりによるまちづくりというのを進めていただいております。

そんな中で、行政におきましては環境づくりという、そうしたそれぞれ分かれた視点に立ってのまちづくりを進めている段階でございます。

そんな中で、実は議員が申されております内部循環型経済の確立ということでございますが、私がかねてから申し上げておりました活気あるまちづくりにおきまして、町民の皆さん方が元気になれば、紀美野町全体が活気が出てくるんだということで、皆さん方に申し上げておりました。

そんな中で、まずやはり町民の皆さん方が元気になっていただくためには、農業、商工業、それに対するてこ入れをしていこうということで、農業に対しましては農業機械の購入、補助という制度を設けました。また商工業については、やはり資金運営のため

の利子補給、これについての制度を設けております。

そうしたことによりまして、高齢化対策、また商工業に対する活気を持たせていこうという対策を取ったわけでございます。

ご承知のとおり、紀美野町は中山間地域ということで、大企業を誘致するということは非常に難しい面がございます。その反面、先ほど議員も申されておりましたが、豊かな自然、これを生かした活気と夢のあるまちをつくっていくということで、私は提言をさせていただいております。

そんな中で、周辺地域のいやしを賄えるような観光施設、また観光を主体とした各種の施設をつくっていききたい。そうすることによって雇用の場を生かし、そしてまた、皆さん方に活気もたらされていくであろうと。

また一方、紀美野町、以前から本当に福祉が進んでいる町です。そんな中で、野上厚生病院をはじめ老人福祉施設等々がございまして、ここで雇用されている皆さん方が非常に多い。そんな中で内需経済の拡大というのと、もう1つは、今、商工会のほうでやられておりますが、商品券の発行ということによる商工業の振興、これもあわせて内部循環型経済の一環になってこようかと思えます。

しかしながら位置的に紀美野町を考えたときに、内需循環型だけではなしに、広域的なそうした経済も考えていかないとならんということで、私は紀美野町広域経済、そしてまた内部循環型の経済、これをプラスした、トータルした、そうした経済対策をやっていききたいということで現在進めておるところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

それと蛇足でございますが、Iターン、Uターンの皆さん方の定住ですね、これにつきましてでもご承知のとおり、紀美野町におきましては、平成18年から積極的に進めている、そんな中で町民の皆さん方の盛り上がり、これを町行政は期待し、そして環境整備は町行政がやっていくんだと、こういう二本立てのもとに、これからもまちづくりを進めてまいりたいと思えますので、ひとつご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時52分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時12分)

○議長 (美野勝男君) 続いて7番、西口優君。

(西口 優君 登壇)

○7番 (西口 優君) まず1点目です。

陳情書の採択後の処理について。

平成21年12月4日、総務文教常任委員会において、「紀美野町立中学校の学校給食について」というのが採択されています。町長にも陳情して、時間をくださいと言われていますが、時間の感じ方には温度差があります。行政は民意をもとに運営されるべきと考えています。本案件については1,250名の署名が添付され、非常に関心の高い問題でもありますが、採択後の処理はどうなっているのか。

2点目です。マニフェストについて。

寺本町長の選挙時のチラシによると、寺本町長、第2期目の政策目標と銘打って、各種政策目標が書かれていました。その文中には、「商工業育成対策として、借入金の利子補給などに取り組みます」とあります。実のところ、私が借入れを行っていないので、手順がわかっていないだけなのかもしれません。町長の行政報告にも、「利子補給についても上限を0.7%まで引き上げ、継続してまいります」とあります。手続はどうなっているのか。

3点目、例規集のネット公開について。

さて、何度聞いても「検討します」との返事しかいただけませんが、これから求められる行政というものについて、私は町長も議員も住民も、すべての人が行政に関心を持ち、ともに知恵を出し合っていく必要があると考えているのです。その前提の中で、役場の仕組みが一番よくわかる例規集のネット公開が進まないのはなぜか。

以上です。

(西口 優君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 総務学事課長、溝上君。

(総務学事課長 溝上孝和君 登壇)

○総務学事課長（溝上孝和君） 西口議員の1番目の質問、陳情書の採択処理について、お答えいたしたいと思います。

町内3中学校は、3月8日に88名の卒業生を送り出しました。4月からは新学期が始まり、多くの新入生が中学校生活に胸を膨らませることと思います。

私たちは学校給食と言えば小学校までで、中学校はお弁当持参が当たり前といった認識の方が多いと思います。中学校給食は学校給食法を意識しながらも、家庭弁当を通じて、子どもたちが親の愛情を感じ、また親も子どもの養育にかかわりを持つという双方の心のふれあいを大切にして今日に至っています。

全国の中学校給食の実施率平均は、総生徒数75.4%ですが、和歌山県の中学校給食実施率は初めから低く、平成19年現在で34.6%にすぎません。教育基本法の設定や栄養教諭制度が施行され、関西でも公立中学校で給食を導入する市町村が、徐々に増加してきておるところでございます。紀美野町の学校は中学校で3校、小学校で4校、保育所では4カ所となっています。

今、町内学校給食の実態は、小学校・保育所とも各学校で処理する単独校処理調理方法を行っています。ただ、毛原小学校、長谷毛原中学校は、小学校で13名、中学校で15名と少数のため、財政状況等により、平成17年4月より近隣の学校毎、1学校が処理する親子方式の給食を行っています。

学校給食実施方法にはいろいろな方法があり、大きく分けて2つあります。主食、おかず、牛乳を用意する完全給食と、みそ汁やミルクだけを用意するミルク給食があります。ミルク給食は以前、町内の各中学校でも行っておりましたが、いろいろな理由で今は実施していません。

一方、完全給食の方法においても、単独校調理方法、親子方式、センター方式、デリバリー方式等々があります。中学校は身体的にも精神的にも成長著しい時期にあり、必要なカロリーや栄養バランス等に個人差が見られることや、家庭の手づくりの弁当を通して、子どもとのかかわりの機会にしていきたいこと、また弁当を持参することにより、準備や片づけ等の時間が不要になり、部活動や生徒会活動、生徒指導等を行うための時間的な余裕や精神的なゆとりを生むことなどの理由から、中学校給食を実施しておりませんでした。しかし、昨今の社会経済情勢の動向に伴い、子育て支援の一環として、また食生活は豊かになったと言われるものの反面、生徒の中には朝食の欠食や捕食の増加、子どもの偏食等、食生活に起因する健康課題も報告されております。

町教育ビジョンでは基本的な生活習慣を確立するために、学校、家庭、地域が協力して食育を推進するなど、健康教育の充実に努めることになっています。成長期にある中学生にとって、食の充実に努めることが今日の中学校教育に必要であり、教育基本法の給食を通じて食生活の育成等を図り、基本的な生活習慣を形成することを目的に、中学校給食を考えていきたいと思っております。

陳情につきましては、中学校にその旨を伝えています。学校現場では、そのような声を把握していないのが現状であります。今後、保育所、生徒の意見等をPTAの議題に掲げていっていただければと思っております。慎重に検討する件でありますので、早急に結論が出せませんが、陳情を重く受けとめ、計画的な手順で調査検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

(総務学事課長 溝上孝和君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長 (増谷守哉君) それでは私の方から、西口議員の2番目の質問のマニフェストについて、答弁させていただきます。

この利子補給につきましては、名前を紀美野町小規模事業者経営改善資金利子補給交付事業ということで進めてございます。

これにつきましては、経済環境の変化に対して小規模事業者の育成を図り、商工業の活性化を推進することを目的といたしまして、商工会の指導を受けた小規模事業者経営改善資金融資(マル経資金)の借入者に対して、利子の一部を補給するというところでござります。これにつきましては平成21年度も実施し、来年度、平成22年度も実施するというところで予定をしております。

まず、補給対象となる借入期間につきましては、平成22年度におきましては、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの期間の借入れに対する利子に対する補給を行うということとしてございます。

また、補給対象となる業者の条件といたしましては、1つ目に、町内に住所を有する者で、町内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営んでいる者、2番といたしまして、町内に本社を有する法人で、同一事業を引き続き1年以上営んでいる法人、3番目に、国民健康保険税を含む町税を完納している者と決めております。

次に利子補給の率につきましては、0.7%以内において、事業者の負担を超えない

範囲としてございます。かつ3万円以内と金額を設定してございます。

なお、同時に町補給に加えまして、別途商工会からも0.5%の利子補給をすることとなってございます。

次に利子補給の申請等、手続につきましては、利子補給交付申請書を9月ごろまでに提出をしていただきます。町の方でその内容を審査の上、後日、交付決定書を、商工会を経由いたしまして、利用者のほうへお渡しすることとなります。その後、申請者から交付申請書を、また逆に商工会を経由して町のほうに提出していただき、その後、振込みによる補給額をお知らせさせていただくこととなります。

これらの手続につきましては、商工会の指導・あっせんを受けている融資ということでございますので、実質的には商工会が案内や手続の指導をしていただけるものと考えてございます。

以上、小規模事業者経営改善資金利子補給に係る手続等についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 私の方から3点目の例規集のネット公開について、答弁させていただきます。

町例規のネット公開につきましては、前回も事情を申し上げましたが、県下の状況を見た上で引き続き検討してまいりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

法律等の条文については、一般の方には理解しがたいことも多く、なじみにくい点もでございます。紀美野町のホームページには、住民の生活、暮らしに関連した情報等につきまして、項目別に掲載しており、知りたい情報がすぐわかるようになっております。ホームページにつきましては、できるだけわかりやすくし、内容の充実を図ってまいりますので、町政と関連する事項についてはご覧いただきたいと思います。

また、町財政も厳しい折りでもあり、急を要するものについてはすぐに対応してまいります。要望のあるもので時間的に猶予をいただけるものについては、優先順位をつけている状況であります。

町例規につきましては、議員には例規集をお渡ししておりますので、ご活用いただきたいと思います。町民の皆さん方には、不明な点等ございましたら、役場のほうへお問

い合わせをいただきたくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 7番、西口優君。

○7番 (西口 優君) まず1点目の学校給食、和歌山県は34.6%として非常に少ないと言われている。私、一般質問で、現状とかそういうことを聞きたいというわけではないのですよ。実際には隣町の紀の川市で完全実施されております。そのときに住民の交流の中で「うちはまだ完全実施できているんですよ」という、こういうふうな話がお互いに行き来している。わざわざ改めて聞くとかじゃなくて、普通一般生活の中で「うちもうできているのやけど、紀美野町はまだですか」と、こんな話が多々起こります。

そういった中で確かに紀美野町は紀美野町として、すごくすぐれた福祉の面を持っています。それぞれの自治体の特色ということ考えたときに、あってもなかったもということになるのかもわかりませんが、住民が欲しいという部分が優先されると。だれでもそうだと思うんですけど「うちはできているけど、まだそういう部分できてないのか」と、こんな話が実際には起こります。

そういった中で、確かに時代の中で学校給食というものが行政の中に入ってきている、そういうふうにするんです。先ほどの答弁の中で今後検討していきたいと、こういうふうな話を聞かせていただきましたが、私、だめを取っておきたいというのは、検討していきたいという話の中で、何年までにという部分がなくて、ただ漠然と検討していきたいという話だったら、いかにも住民にわかりにくい。だからどの程度の期間を設けて結論を出したいという、こういうふうなことの部分を改めて尋ねたいと思います。

2点目の利子補給ということで、先ほどの話の中では商工会を通じてと、そういうふうな話を聞かせていただきました。だけど商工会に入らなかったら利子補給ということができないのか。しよせん町内の業者は商工会に入らなくても入っていても、今の話の中では、商工会に入って、公的資金を利用している人に利子補給という形を取られているのかなと、こういうふう感じたんですけど、一般の市中銀行からの借入れ、商工会に入らなければ無理なんかなと、こういう部分の差はどこにあるのかなと。商工会に入らなくても、お金を必要とする人はたくさんあると思います。そういう人の差。商工会に入らなければ利子補給は難しいのかという部分。実際には商工会を通しての

お金よりも、市中銀行からのお金の方を利用している方は多いと思いますが、その辺、再度の答弁を願いたいと思います。

例規集のネット公開の件なんですが、私、長い目を見たときに、まず住民が行政に対する関心を持つこと、これからの行政というのは役場がするだけではなくて、本当は住民がここはこんなんした方がいい、あんなんした方がいいとか、そういう部分がなければ絶対だめだと思っているんですよ。もし今すぐネット公開したからといたって、すぐに効果が出るものではない。けど長い目を見たときに、行政に対する関心ということをもみんなが持ってきて、そして一定の期間がかかるかもわかりませんが、そういうふうなことが必要。町民全体でどうしてよくしていこうということがなければ、役場だけが行政をするという、そういうふうなことでこれからの行政はできるわけがないと、こういうふうに感じているんですよ。

例規集というのは実際には議員にも配付していますが、町の情報公開条例なんかの文中にでも、町政に対する町民の知る権利を尊重するとか、町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に則した町政を推進することを目的とするとか、こういうふうに少しずつでも行政に関心を持ってもらう、そういうことを知らしめていくという、こういう部分を考えたときに、確かに例規集を全部公開したからといたって、すぐさま見る人が一遍にふえるとは、実際のところ考えにくいのも事実ですが、こういうふうに出して知る、少しずつでも見て行って行政を広めていくという、こういうふうな認識がなかったら、これからの地方自治なんて難しくなってくるんじゃないかと、そう思うんですよ。

こういうことをすべて今のパソコンの時代、ネットの時代の中で、住民がいつでも紀美野町はどんななっているのかと、だれでも簡単に調べられる、そういうふうな状況をつくっていくことも町の仕事ではないかと、こういうふう思うんですが。

そら確かに緊急を要するというものでもないけども、これからの時代はそうしていくことが必要ではないかと。そうでなかったら役場が勝手に行政をやっている。議員らも、それにこたえる。そうではなくて、町民がすべてに対して、こんなにならないか、あんなにならないか、この仕組みはどんなになっているのかと、こういうふうなことを考えていくから紀美野町がよくなっていくんでないかと、こういうふう思うので、役場だけがやっているというふうな行政では、もうこれから先、時代に対応できないのと違いかかと、こういうふう思うので、この点の考え方を尋ねたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

○教育長（岩橋成充君） 先ほどお答えしたように、陳情書が採択されたということで重く受けとめているという答えをさせていただきました。

経過がいろいろあるわけですが、給食を実施していない市町村にとって結論を出すというのは、まだやすい方法かなと思うんですが、現在、小学校で自校方式を取っている我が町にとりましての選択の方法、実施する場合の方法というのも非常に多くの方法が考えられます。

過去においては、美里中学校の先生に聞かせていただきますと、一時、業者から弁当を取って、希望する人に対応をしたこともあったと。野上中学校においては、過去にPTAの議題にのって、その結果、生徒たち及び保護者たちのアンケートを取ったところ、圧倒的に弁当にしたいという過去のデータ、10年前のことですが、ありました。

そういうことから今ご指摘あったように、非常に時代も変化しております。そういうことで今後手順として、学校のPTAの議題にのせていただくということを学校のほうへお願いして、そこから実態をもう一度把握した上で、どういう方法が今後いいんだろうかということも、食育の基本法という法的な部分もあります。十分それを考えながら、食の教育について、給食等も含めた形で進めてまいります。

質問の2番目は、期限等のお話もありましたけども、希望者が卒業していく中であります。したがって、できるだけ早い時期に、どういう形がいいんだろうかと。先ほど答弁させていただいたように、今の自校方式もあります、拠点でつくって、それからまた、業者に委託する方法がある。希望者だけ取り入れる。方法も非常に多くあるかと思いません。アレルギーの問題等もあり、食の遅い子もあれば、個々に対応しなければならない方法もあるわけですが、今実施している形と今後どうしていくかということ、基本的な手順を得ながら、学校の議題へのせていってもら、PTAの議題へのせていってもらということ、学校にお願いして、その手順で、できるだけ早い機会に、どの方法がいいんだろうかということの結論が出てくるんだろうと思うので、ここではっきり3年以内に結論を出すとか、そういう回答はできませんけども、その手順で進めていってもらいたいと、そういうふう考えております。

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

○産業課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問に答えさせていただきたいと思いません。

一般の融資に対しても枠を広げていったらどうかというご意見でございます。マル経の融資につきましては、無担保、無保証人、低利の融資ということで、非常に有利な融資であるかなと考えてございます。これにつきましては商工会の経営指導を受けている小規模の事業者のみ利用できるということでございます。商工会につきましては、紀美野町の中の390に達する小規模の業者が会員として入会してございます。町としては、町内の小規模事業者の事業を助けていくという形で、利子補給を行っているというところで、事業を展開しているところでございます。

この事業につきましては、来年度、76万円の利子補給額を予定してございます。これから逆算しまして、推定している融資の残高というのが、1億1,000万円という大変大きな金額の融資に対する利子補給ということで、町内の大方の小規模事業者の方に補助できているのかなということで考えてございます。

一般の融資まで広げていったらどうかということでございますが、融資の補給をするということになれば、関係書類等の提出ということが必要になってきます。業者から一般融資に対する書類を提出していただいて、融資をしているもとの銀行等へ問い合わせた場合には、一般個人情報ということで、かなり資料の提出が難しいということでお聞きしてございます。そういう難しいこともございますので、今のところ、マル経のみの融資に対して補助を行っていくということで実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 西口議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員のおっしゃられるとおりであるとは思っております。行政に対しましては、皆さんともに参加して、関心を持っていただくことが大事であると考えております。行政の透明さというんですか、それをふやしていくということにつきましては、そういったことも必要ではないかとは思っております。

しかし今の現状では、住民の声というあたりの点が余り聞こえてない状況であります。そういった中で優先順位的には下位のほうに、こちらのほうとしては考えておる次第でございます。住民の声の高まりの中で考えていきたいと、こういうふうになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（美野勝男君） 7番、西口優君。

○7番（西口 優君） 学校給食に対して、やってほしいという署名が現実問題と

して1,250名と、こういうふうになっている中で、今からあり方ということに対してのアンケート云々というのは、ちょっと後退しているのかなと、こういうふうに思います。できるということの前提で、どんなふうやっていくかというふうに進めていくという部分を、アンケートにしても、いわば必要性云々ということのアンケートではなくて、どういうふうにして進めていくかということ。

現実問題として、給食なんて、多分、時代が変わってきているのだと思う。今の時代で言えば、給食、特に若い世代の人たちには必要ということの認識の中で変わってきているのかなと。昔に比べて、今の時代はそういうふうに変ってきている。

友達同士の話の中でも、うちはあってすごく便利とか、こういうふうな話。私も紀の川市で聞いてきて、実際には運営する側として考えたときには、いろんな難しい問題があります。給食費の不払い云々とか、こういう問題も多分出てくるかもわかりませんし、運営する側としては大変面倒やという部分がありそうなことを聞きました。だけど受益の方、生徒の親からは非常に喜ばれているという、こういうふうな話があります。

だから、できるということの前提の中で、実際にこれから父兄にどんなふうにしてやったらいいのか、いろんなトラブルをクリアするためには、どうしたらいいのかという部分もあろうかと思います。だけど、できるという前提の中でのアンケートを進めてもらいたい。

実際には1,250名が賛成しているというこの現状を考えたときに、確かにこれは父兄だけではなくて、私らの時、僕らの時、あったらよかったのにと、そういう方の署名も含まれております。そういうことを考えたときに、やはり時代がそういうふうに変わってきたんであろうというふうに考えております。

だからもう少し前向きに、それも余り期間を置かない。それこそ3年の5年のと、そういうふうにならなくなったときには、また時代が変わっているかもわからない。給食の必要性がなくなっているかもわかりませんが、今現実問題として、今の時点で欲しいというふうな希望、陳情として上がってきている。行政としては、そういうふうな声をまず取り入れるべきやと、こういうふうに思うんですよ。今そういうふうな声が上がってきたら、それに即対応するというのが行政でないかなと、そういうふうな、時代をまたずらしたような形ではタイミングを外すのかなと、こういうふうに思うので、その点の考え方を求めたいと思います。

それと、3点目のネット公開について。住民の声が聞こえないということですが、役

場の仕組みという部分が、そこまで住民に普及されてない、こういうふうに思うんですよ。はしりだけしか、実際には見えてないと思います。役場の仕組み自身が。もし載せれば見るかもわからない。もちろん見ないかもわかりませんが、ただそういうことをすることによって、関心を持つ人が一人でも二人でもできてくるということが必要であろうかと、こういうふうに思うんですよ。

確かに気の長い話やと思います。行政に関心を持つという部分が。行政はそんなおもしろいものではない。ただ自分がもし困ったとき、役場の仕組みというのはどんななっているのか、こういうことから入ってこようかと思います。役場の仕組みというのは、確かに例規集、何千ページもあるような中で、全部知っているという人は、そこまでなかなかいかないと思うんですけど、自分の関心のある部分がこうなっているのかなという部分。ただそれはこういう中で、みんながここはこんなふうに変えた方がいい、あんなふうに変えたほうがいいという部分、もう少しなつてこようかと思っているんですが。

確かに長い目で見るとな話になろうかと思うんですけども、ネット公開ってそんな難しい話ではない。近隣市町村、こういうことを公開しているところは案外ふえてきています。ただ、それも時代とともにふえてきているという。確かにやってないところもあるのは事実ですけども、やってないところを参考にするのではなくて、やっているところを参考にして、していくべきではないかと、こういうふうに思うので、再度の答弁を願いたいと思います。

○議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

○教育長（岩橋成充君） お答えいたします。

即対応しなければならない問題と、方法について、慎重に対応しなければならない問題等もあるかと思えます。先ほど申しましたように、陳情の採択ということは重く受けとめていますということでもあります。

食料を安易に入手できる地域とか山間部等については、弁当と給食については、家庭の財政が非常に大きな負担になるかと思えます。子ども3人おれば1万円というふうな形にもなりますし、そして採択された陳情の重さと同時に、現在学校に通っている子ども及び保護者の方の意見というものを一番尊重していかなければならないし、中学校で実施する場合は小学校3年、4年、5年の保護者の意見等も考えて、できるだけ早い機会にアンケートの取り方等については、学校にこういう陳情を受けていますというふう

な形でPTAの中で十分論議していきたいと、そんなような方向で考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 町民に町政に対して関心を持っていただくために、いろんな方法を通じて広報をしているところでございます。毎月出している町広報等も、そういったことで、できるだけいろんなニュースを上げたりして、関心を持っていく方法等も講じております。あらゆる場面を通じて、また町民に関心を持っていただくように努めなければならないと、こういうふうには思っております。

町例規のネット公開につきましても、いろいろと整理せんならん面も多少あります。そういったことで、即座にネット公開ということにつきましては、もう一度点検をしていかないといかん面もございますので、公開に向けて進んでおるところではございますけども、もうしばらくの時間をいただきたいと思っておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（美野勝男君） これで西口優君の一般質問を終わります。

続いて11番、加納国孝君。

（11番 加納国孝君 登壇）

○11番（加納国孝君） 質問をする前に、去る1月31日、紀美野町長選挙において寺本光嘉氏は立派な成績で当選されました。おめでとうございます。「心一つにまちづくり」をモットーに、自信を持って2期目の町政に取り組んでください。

旧美里町の歳計外資金問題が、平成20年3月に発覚してから2年経過しました。これまで町が告発した刑事告訴につきましては、昨年の年末12月23日に不起訴となりました。処分内容は、いわゆる黒に近い灰色である、嫌疑不十分ですが、合併して4年経過した現在でも、まだ696万円や、土地の売却代金の170万円を不当に所持している、それだけでも問題であるのに、この処分は住民の意思を無視した処分であって、私はまことに遺憾に思っています。

また、以前、町長が不起訴となった場合の対応を検察審査会へ申し入れるというところ、12月24日には裁判所に申し入れられたということでお聞きしました。

そこでお聞きしますが、今後この問題が検察審査会で審査されることになると思いますが、審査がどのように進められているか、また、もし検察審査会の結果が起訴相当とならなかった場合、町の対応をお聞かせ願いたい。

次に、民事裁判につきましては、月1回のペースで進められているところであるが、刑事告訴が不起訴処分となった翌日の毎日新聞には、地検は帳簿を収入役が管理していた点などから、裏金は公金と見ざるを得ないと掲載されました。このことは検察が答えたことであるので、裏金は町の金であるとの見解がなされていると思います。このことは、以前から問題とされていたお金の持ち主はだれかという争点が、町に有利に進んでいることだと理解してよいのか、お伺いしたい。また、今後の民事裁判がどのように進められていくかをお伺いしたい。

(11番 加納国孝君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 加納議員の質問にお答えいたしたいと思います。

刑事訴訟につきましては、去る平成21年12月22日に、不起訴処分との検察庁からの報告が出されました。その時の報道によりますと、地検は帳簿を収入役が管理した点から見ると、公金と見ざるを得ないとしながらも、嫌疑不十分により不起訴処分としたことは遺憾に思っております。

それで町は、2日後の12月24日に、検察審査会に不服申し立てをいたしました。検察審査会の動向につきましては非開示で行われており、現在どうなっているのかはわかっておりません。

町といたしまして、今できることはないかと考えまして、弁護士に相談して、今月中に意見書の提出をすることにしております。

民事裁判の損害賠償請求につきましては、公判が11回、段木氏から町に対して起こされた名誉毀損の公判が13回となっております。

損害賠償請求の裁判での問題の争点となっている歳計外資金が、私金か公金かですが、10月の公判で裁判長から、町のお金であるとの認識をいただきました。お金がどこに使われたのかが、現在の争点となっております。

前回の3月2日の裁判で、相手側より準備書面が提出されたことから、町の特別対策室で精査をしており、次回の公判で反論をしております。

次に刑事告訴ですが、不起訴となったことに対する民事裁判の影響ですが、刑事裁判と民事裁判との視点が違っておりまして、刑事裁判では、被告にどんな罪があるのかでありまして、限りなく黒に近いものであっても、この処分になったものでございまして、

民事裁判は損害賠償請求の裁判でありますから、まして検事が嫌疑不十分という判断を下して不起訴としたのでありますから、影響はないと弁護士に聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 11番、加納国孝君。

○11番 (加納国孝君) 今までの大体のところがわかりましたが、これからの民事裁判では、1円でも多く返せるよう頑張ってもらいたいと思います。

結構日がたったので忘れられているので、裁判所とか新聞とか人から聞いた話でわからないので、3月2日に裁判所の傍聴に仲尾議員と美濃良和議員とで行ってまいりました。

そこで何度か傍聴に行ったけど、裁判では町のお金なのか、段木氏個人のお金なのかと争ったことで、裁判所は町の金と考えているようで、お金の使われ方について争うようになってまいりました。町のために使われたのか、段木氏個人、自分のために使われたかで争っているようで、大角地区のバイパスの土地の代金を裏口座から段木氏個人の口座に戻された。お金のことや、その他土地、段木氏側の反論内容が証拠に乏しいことについて、争ってまいりました。

この先、文書を出すのが一段落したら、いよいよ裏金問題に深くかかわった人らが参考人や証人として裁判所で証言することになると聞いております。私も、議会議員として、これまでこの問題に深くかかわり、議会でも全会一致で起訴相当としたわけでもあります。今後とも関心を持って住民に説明していかねばいけないと思います。

そこで、裁判ではわからないことでも、もう1回教えてほしいのですが、いまだに2億2,000万円ぐらい返還請求していると思いますが、この先、この請求額はふえたりしますかということで、刑事告訴が不起訴となったら、次の手として、業務上横領のほかにも背任罪に当たるのではないかと。文書を燃やしていることなど、その他にもいろいろ問題があったと思います。その辺で訴えることはしないのか、お聞かせください。

○議長 (美野勝男君) 総務課長、岡君。

○総務課長 (岡 省三君) 加納議員の再質問にお答えしたいと思います。

町としましては、できる限りの手を尽くして調査を進めているところでございます。新たな帳簿とか、そういったものが出てきた場合には、再度、請求をしてまいりたいと、こういうふうを考えておるわけでございます。

町としましては事実を正確に調査した上で考えていきたいと、こういうふうと思うわけでございます。新たなものが見つかったら追加請求をしていきたいと、こういうふうと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（美野勝男君）　これで加納国孝君の一般質問を終わります。

続いて3番、北道勝彦君。

（3番 北道勝彦君 登壇）

○3番（北道勝彦君）　財団法人ふるさと公社かじか荘について。

1、平成22年度に委託料、2,000万円を支出することになっていますが、町とかじか荘の関係はどのようになっているのか。

2、委託費として2,000万円、当初予算に提案しているが、何を委託するのか、その積算内訳につき説明願います。

3、かじか荘の赤字経営に対して、寺本町長は責任をどのように取られるのか。

4、赤字解消するため、どのような対策を取られてこられたのか。

以上、答弁を願います。

（3番 北道勝彦君 降壇）

○議長（美野勝男君）　企画管財課長、牛居君。

（企画管財課長 牛居秀行君 登壇）

○企画管財課長（牛居秀行君）　北道議員の質問にお答えをいたします。

まず、その前に指定管理者制度につきまして、少し説明を申し上げます。

指定管理者制度は、自治体が住民の福祉の増進を目的として設置した施設を、民間事業者や団体を指定して管理運営させる制度でございます。施設の経営も含めました実質的な管理運営を委託することとなります。

この制度は地方自治法の改正を経て、平成15年9月から施行されておりますけれども、かじか荘につきましては、指定管理者制度を導入いたしましたのは平成17年12月からでございます。本年3月31日をもって、指定管理が満了となるために、本議会において、引き続きかじか荘をふるさと公社に指定管理をしていただくために、議案を上程させていただいております。

質問の指定管理料の2,000万円につきましては、ふるさと公社にかじか荘の指定管理をしていただく委託料でございます。

ご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、質問のかじか荘の経営等につきましては、前段で申し上げましたように、ふるさと公社に、経営も含めまして、総合的な管理運営を委託しておりますので、町としてはかじか荘の経営等につきまして、この場でお答えする立場ではないと考えてございます。

毎年6月議会におきまして、かじか荘の決算報告をさせていただき、その後、休憩を取っていただいて、その内容のご説明をさせていただいておるところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (美野勝男君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時05分)

再 開

○議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時22分)

○議長 (美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

○3番 (北道勝彦君) 先ほどからよくわかりました。

一言、言わせていただきます。

町が経営を行い、赤字がかさむから、経営能力のある方に委託を行ったのだと思います。土地、家、設備投資の借金はすべて町が返済を行い、すべての財産を無償で貸し、赤字が出ると思われる2,000万円を、委託料という名目で住民の税金を使い、払われ、またそれ以上の赤字が出れば、また住民の税金を使う。

これでは委託というのは名目ばかりで、町の借金が膨らむばかりです。平成22年度は約3,000万円もの借金ができると聞きます。このような委託を行うのは、私物化しているのではないかとと言われる住人もあり、早急に町が改革を行い、営業していかなければならないと思います。

もしそれができない場合は、委託する方を変えなければならないと思いますが、これからの経営につき、考えてください。

○議長 (美野勝男君) 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問にお答えをいたします。

確かにおっしゃられるように、実はかじか荘につきましては、合併前からの大きな課題でございました。なぜかと申しますと、運転資金がすべてなかったと。そうした中でのかじか荘を引き続いて経営ということでございまして、これにつきましては平成20年度を初年度として3カ年計画で、このかじか荘を建て直していこうと。そのために議員の皆さん方にもひとつよろしくお願ひしたいということで、平成20年にご承認をいただきました。そしてちょうど平成22年度にかかるわけでございまして、その3カ年の年度と入ってくるわけでございます。

かじか荘におきましては、町の一つのシンボルである、また合併前から先人がこれを経営してきた、そうした一つの観光施設であるということを念頭に置きまして、職員一同これを再建すべく頑張っておるところでございますので、議員におかれましても、そうした端的な話をするのではなしに、建設的なご意見をいただきますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（美野勝男君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時25分）

再 開

○議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前11時27分）

○議長（美野勝男君） これで北道勝彦君の一般質問を終わります。

続いて6番、上北よしえ君。

（6番 上北よしえ君 登壇）

○6番（上北よしえ君） 町指定ごみ袋について。

ごみ袋として購入されたものは手数料として納付されているのですが、現在販売されているごみ袋は6種類、切符1種類と、分別するごみの種類により使い分けしなくてはならない。その上、近隣の市と比較すれば大変値段の差があり、町内では紀美野町のごみ袋は高く、いろいろな種類があり、使用する上で難しいという声もある。予算計上され、発注されているごみ袋はどのようなごみ袋ですか。また、値段を改革する見込みが

あるのか、答弁願います。

女性特有がん検診について、同僚議員からも質問がありましたが、答弁をお願いいたします。

女性特有がんの無料化について、平成21年度の国の補正予算の成立により、女性特有がん検診の推進事業が全国的に実施されることとなり、既に取り組みられている部分もあり、ありがたく思っておりますが、現在話題になっている女性特有がんである子宮頸がんについて、受診率が全国的に低いと言われておりますが、我が町では全額負担され、受診できないものか、答弁願います。

以上です。

(6番 上北よしえ君 降壇)

○議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 上北議員の1つ目の質問でございます。町指定ごみ袋について。

紀美野町では条例で定められているとおり、指定袋として7種類のごみ袋があります。ごみ袋の種類につきましては、台所用のごみ、資源物のごみ、不燃物ごみと大きく分別でき、台所ごみ袋は主に生ごみ等で、家族構成やごみの排出量に応じて大小2種類を製作しています。

資源物のごみ袋は、アルミ、スチール、ビン、その他のごみと分別することで、効率的な資源として活用され、アルミ、スチールは現在有価で引き取りされております。

また、不燃物ごみはせともの用の袋となっております。

現在ごみの排出につきましては、ごみの減量化、資源化として3アール運動に取り組んでおります。皆様に、その点についてはご理解を賜っているところでございます。

また、ごみ袋の有料化につきましても、ごみの排出の公平性を期すとともに、ごみの排出抑制、分別の推進を目的として実施しているものでございます。

ごみ袋の価格につきましては、近隣市町との比較では、紀美野町と同じ程度と聞いております。ただ、海南市は現在のところ無料、紀の川市では1枚15円となっております。価格につきましては、ごみ袋の製作費用、また販売手数料、それに処理手数料を加えたものが、条例で定める家庭の一般廃棄物処理手数料となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

○保健福祉課長 (井上 章君) 上北議員の2点目、女性特有のがん検診について、お答えをいたします。

町民の心身にわたる健康づくりに対する意識を高め、心豊かな暮らしを目指すため、以前より各種検診を行い、健康づくりに努めているところでございます。

女性特有のがん検診については、平成21年度、国の補正予算により節目検診が実施され、がん検診手帳やがん検診無料クーポンの配付を行っているところです。

本町では40歳以上の方を無料とし、20歳以上から40歳未満は500円の自己負担金を徴収しています。検診は毎年受けられることになっております。

今後は受診率向上や若い女性の受診勧奨のために、町広報やホームページによる広報活動や乳幼児健診、学校の保護者等の啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 6番、上北よしえ君。

○6番 (上北よしえ君) 指定ごみ袋の値段の改正ですけれども、される見込みはあるのかないのか、おたずねします。販売手数料とか、ごみ処理手数料にどのくらい要るのかなと思うのです。販売手数料も相当かかっていると思います。

ごみ袋が高いということで不法投棄もあり、また家で燃えるごみの焼却をされているかとも思うんですが、ごみを出す上において、分別をしてごみを減らすということなんですけれども、このように高いごみ袋であれば、出す人は少ないかもわからないですが、家で処分する人もあろうかと思うんです。それで、ごみ袋の値段の改正も考えていただきたいと思います。

海南省では無料なんですけど、和歌山市でも1枚6円ちょっとで販売されて、ホームセンターで売られておりますし、紀の川市でも10枚150円と聞きましたが、紀美野町は大変高いごみ袋、そのうえ色分けをしなくてはいけないので、一定の色にして、紀美野町としてごみ袋を販売できないのか。自分で6種類、7種類に分類し、収集日に出したらいいと思うので、ごみ袋の一定化ということではできないものか、おたずねします。

女性特有がん検診について、検診の対象は町内に住所を有する者と、紀美野町検診実施要項に定められているが、居住地すべてで受診できないものか、また検診は町が指定する医療機関等に委託して実施するものとなっているのですが、もう少し幅広くできないものか、お尋ねいたします。そしてまた、医療機関名はどのくらいであるのか、おたずねします。

早期発見・早期治療に努めていただくためにも、受診率を上げるために取り組んでいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 上北議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

議員ご指摘の種類関係でございます。今後設立されます紀の海広域施設組合におけるごみの収集内容、また分別の種類等について協議がされる中で、必要な袋の種類等を検討してまいりたいと思います。

また、価格につきましては、議員のご指摘は高いということでございますが、原価といたしましては、袋のサイズ、また厚み等によって異なりますが、平成21年度1枚当たりの単価を見ますと、台所ごみの大のほうは13円10銭、台所ごみの小が8円80銭、またアルミ・スチール缶用におきましては8円20銭、びんが12円、その他のごみが15円、せともの袋用が4円80銭で、これに販売手数料が、ものによるんですけども、7円20銭から9円50銭の間で加算がされます。その上で町の手数料ということで、袋1枚当たりの価格が手数料というような形となっております。

経済状況といいますか、国際的な問題もあるんですけども、原材料の価格変動等もあるにはあるんですけども、ごみ袋の価格につきましては、現在、条例の手数料として制定しておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

○保健福祉課長（井上 章君） 上北議員の再質問にお答えをいたします。

がん検診で住所を有する者と規定をしているということでございます。どの施策でもそうですが、町内の住民を対象にということで、それぞれの市町村が住所を有する方々に対してやっていくと、こういう形を取っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

指定の医療機関でございます。海南医師会と契約をいたしまして、いろいろとご協力をいただきながら、検診をすべて行っておるところでございますので、他の医師会との

契約というのは現在は考えていないところでございますので、これもご理解いただきたい。

それから子宮がんの現在やっている医療機関は8つの機関でございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君）　これで上北よしえ君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします

休　憩

（午前11時29分）

再　開

○議長（美野勝男君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後　1時30分）

○議長（美野勝男君）　なお、鷲谷議員より、出席が出来るということの報告を
いただいております。

続いて15番、美濃良和君。

（15番　美濃良和君　登壇）

○15番（美濃良和君）　私は今回、3点の問題について質問したいと思います。

まず初めに裏金問題なんですけども、先ほど加納議員から詳しく質問し、またそれに対する答弁をいただきましたので、その辺のところ、少し私のほうからも質問したいと思います。

裏金問題について、1つは多くの住民の方々というのは、段木氏は最後に残っていたお金、696万円、それから何やかんやで先ほど加納議員も言われたように、1,000万円ぐらいは、まだ裏金に関するものを持っているというふうに思われるんですけども、それは町のほうに返したと、こういうふうに思っておられる方があるわけなんです。そういうふうな声をよく聞きました。

そういうことで現在、民事訴訟を戦っているということであるわけなんですけども、町民の方々がこの問題について、よくわかっていないということがあると思うんです。そういうことから、この問題を町民の方々にどう知らせるのか、こういうことが一つの課題ではないかと思えます。

また、先の選挙で、寺本町長が4年前の選挙に比べて大幅に票を伸ばして当選されたということで、裏金問題に対する町民の反応というものをわかっていただけたと思います。しかし何にしても、まだまだよくわからないことがあるということが1点言えると思います。

先ほど加納議員が質問された件について、刑事告訴の部分で今やっている問題以外に、背任とか、そういうものがほかになかったのかと、こういうことについて、私は答弁が漏れておったんじゃないかというふうに思うんですけども、それについてはどうであるのか、お伺いしたいと思います。

また、先の全員協議会で、私ども議会も町長におととしの3月議会で、段木氏らに対して告訴するべきではないかということで決議を上げているんですけども、議会は不起訴になったことに対しての何らかの行動をされなければならないということであったと思います。その辺について、議長にどうするのかということで、お預けしているというふうなことでありますので、この議会中に何らかのそのことに対する見解も、これは議長のほうでお示し願いたいと思います。

次に、町が補助金を出すことについてのルールですね、このことについてお聞きしたいと思います。

この間、さくらに対するいろんなイベントもあり、またいろんなことがございました。議会に対して請願も出てきているわけなんですけど、そこで、提出者のほうで言われておったのが、現在あるさくらの会、まちづくり協議会ですか、それに対する補助金の問題があるからということで言われておったように思います。

起債というのが、例えばの話なんですけど、ありますね。起債、借金ですね。公のお金、起債は経常経費には基本的にはしてはならないということになってますね。例えば建設債というふうに、道路なんかをつくれれば、現在の方も使えば今後、子孫の方々も使うと。ですから、それに対する費用は子孫の方々も払ってもいいんじゃないかということで、起債、借金が認められていると、こういうふうになっていると思うんです。ですから現在の職員の給料に対して、給料を払うのに起債を充ててはならないというふうになっていると思います。

こういうことを反対に考えれば、将来のために、今現在の予算を過剰に投入してはならないという考え方も成り立つのではないかというふうに思います。町の予算というのは、紀美野町においては1万1,000人の町民みんなの共通会計であり、共通の財布

というふうな考え方でなければならないというふうに思います。

こう申しますと、ご批判をいただかなければならないかというふうに思いますが、先の監査委員も最後のあいさつの中で、町長サイド、また我々議会も、予算については十分よく見て決めてもらいたいというふうに言われておりましたけれども、こういうふうなことでいろいろ考えていった場合、町民全体の予算であるならば、町民全体で使っていくということをしていかなければならないというふうに思います。

将来のことについて、一例なんですけども、多くの予算を使ったがために、今本当に困って死にかかっている方々を救えないということになってはならない。これはもう極端な話なんです。そういうふうな点で、補助金ということについても、十分に全体の皆さんが納得できるような、そういうルールづくりというのが必要ではないかというふうに思います。そういうことについて、見解をお聞きしたいと思います。

次に開発問題、それに対する支援についてですけども、私はこの間、この問題を通告いたしまして、その2日後でしたか、朝日新聞に「木質パウダーの日高川町、CO₂排出権取引OK」という記事が掲載されました。日高川町も、町の約9割が森林というふうな町だそうであります。そういうことから、この問題について取り組んでおられるんじゃないかと思います。

紀美野町議会においても、多くの方々がバイオ問題、例えばアルコールにかえていくというふうな問題、バイオエネルギーですね、そういうものに取り組んで視察等にも行っておられますけども、そういう面で、紀美野町のたくさんの資源をどのように活用するのかという観点でされていると思います。

また、日高川町も林業の振興という立場からやっているそうでもありますけども、林業の振興であり、また町の開発、あるいは産業を育成していくという点から、町としても何らかの立場を取ってもいいんじゃないかというふうに思うんですけども。

私は早速、日高川町に行って調べてみたかっただんですが、このように朝日新聞の記事は書いてます。間伐材やおがくずから作った木質パウダーを宿泊施設のボイラーの燃料に導入している日高町の取り組みが、二酸化炭素の排出削減分を企業に売却できる国内プレート制度の事業として、制度を運営する認証委員会から認証を受けたと。これによって、ここでは104トン分に相当するというふうに換算されて、1トン当たり1,000円で、年間10万円という収入になるそうでもありますけども、これはごくわずかなことであると思います。

何にしても、これによって日高川町はエコの町という、そういうふうなことをアピールしていきたいということなんですが、日高川町がやっていることを、そのまま紀美野町で同じようにやっていくということについて、私もそれをしなさいというふうなことは当然言いたくもないのです。でも参考になるという点では、日高川町のやっているやり方、それから昔から御坊市を中心に木材の市場等もあつたり、森林組合も大きなものがあるようであります。このところで少しでもコストを下げやするために作業道をつける、あるいはパウダーにするための機械を導入すると。そういうふうなことをしながらやっているようであります。

ちなみに紀美野町に当てはめて一応考えるならば、紀美野町にもかじか荘というふうな施設があつて、そこで重油を炊いて湯の温度を高めるということで使っているわけがありますけども、そういうふうなところに使っていけないのかどうか。

あるいはまた、ペレットというふうな燃料ですけども、粉ではなくて、ペレット状のものを使ったストーブというのが、県外ですけども、あちこちで販売もされております。そういうものを燃料とともに、ストーブを紀美野町で開発して、それを売っていくというふうな形ができないのかどうか。

ただ、これを町がやれというふうなことを私は勧めるものではないんですけども、事業所なり、または会社、そういうところに奨励をしていくという点で考えられないのかと、そういうふう考えるわけであります。

そういうことから、町のこのことに対する考えをお伺いしたいと思います。

(15番 美濃良和君 降壇)

○議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

○総務課長(岡 省三君) 美濃議員の質問にお答えしたいと思います。

裏金問題についてであります。住民は十分真実を知らないのではないか、もう少し知らせる方法はないのかということですが、刑事問題につきましては、検察ですか、そういった方の手にゆだねるということでありまして、我々町として、できる限りのことをしていくということの中で、出された判断に対して異議申し立てをしたというのが、今のところ精いっぱいのことです。

加納議員の質問でもお答えしたわけでございますけれども、今できることは、ほかにないかということの中で意見書を提出すると、こういったことで今月中に提出をしたい

と考えておるわけでございます。

刑事問題というのは、疑わしきは罰せずというふうなことであるようでございます。加納議員のご質問の中で答弁が漏れたわけでございますけれども、新たな刑事告訴すべきことはないのかと、こういうふうなことであったかと思うんですが、これにつきましては弁護士に相談しまして、新たに刑事告訴をすべきではないかということについては、今後相談の上、決めていきたいというふうに思っている次第でございます。

2点目の、町が補助金等を補助することについて、ルールづくりをすべきではないかと、こういうことでございますが、本町は補助金等の交付申請、それから決定等に関し、基本的事項を定め、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的に、紀美野町補助金等交付規則、紀美野町各種団体補助金等交付要綱を整備しております。

補助金申請から補助金交付までの流れを簡単に説明いたします。

まず、町は補助を受けようとする団体等に対して、補助金等が町税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業を遂行するように努める責務を課しております。

補助金交付申請は以上のことを踏まえ、補助金等交付申請書に補助事業等の目的及び内容、補助事業等の事業計画及び収入支出の予算、交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎等の資料を添付して、予算編成までに町長に提出しなければならないと定めております。

町長は補助金交付申請から提出された補助金等交付申請について、法令、条例、予算等に照らして、その内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは交付の決定をすると定めております。

ここで、補助金等の交付の対象となる団体は次のとおりとなっております。1つに町行政に協力推進する団体または町行政を補完する事業を行う団体、もう1つ、町民の福利に密着し、かつ公益的性格の強い事業を行う団体、1つに町の産業及び教育文化並びに体育の振興のため、特に必要な研修または事業を行う団体、以上申し上げた目的、趣旨を持つ団体が補助金を交付される団体となります。

しかしながら、次に申し上げる項目に該当する団体については、交付の対象とならないこととなっております。1つに補助効果の認められないもの、1つに団体自体の収入で賄うべきものと認められるもの、1つに事業活動が不活発であり、単に運営費を補助するにすぎないと認められるもの、1つに事業が類似する団体であって、統合が必要と

認められるものとなっております。

町が補助する団体について、数名程度の少人数の団体から数百人規模の団体、事業内容がソフト事業やハード事業、活動日数についても、数週間からほぼ1年を要するものまで多種多様、多岐にわたる事業分野、範囲、事業期間等を有しております。それぞれの団体は個々の活動事業の意義や目的のため活動を続け、ひいては町の発展のためにご尽力をいただいているものと考えております。

美濃議員の質問の補助金等を補助することについてのルール確立については、それぞれの団体の自主性、独自性を尊重する意味で、現在のところルール化することは必要ないと認識しております。ルール化することによる弊害、予算配分の増減により、団体の活動事業に支障を及ぼしかねず、自主性が損なわれ、または失われ、またその団体の存在意識も否定されかねない状況に陥ることが危惧されることです。各種団体への補助については、それぞれの団体の自主性、独自性を尊重するため、活動事業について柔軟に対応するため、ルール化は必要ないものと考えます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

○産業課長 (増谷守哉君) それでは私の方から、美濃議員の3番目の質問の、町の開発に対する支援について、答弁させていただきます。

近年、木質バイオマスエネルギーは、地球温暖化防止対策に貢献するエネルギーとして、また地域で自給自足できるエネルギーとして各地で研究開発が進み、有効利用する動きが活発化してきてございます。

特に間伐材の活用では、従来の木材チップやペレットなど、加工燃料に加えまして、先ほど美濃議員からのご質問の中でご紹介のあった、県下では今年3月から県森林組合連合会が御坊の製材所で発生する樹皮やおがくずを粉末化した木材パウダーに加工いたしまして、日高川町内の温泉施設のボイラーの燃料として使用するという、日本で初めての新しい試みということで、全国でも注目を集めているところであります。

さて、紀美野町での今年間伐を行った山林の総面積は約150ヘクタールとなり、これにより伐採した木材の量は約7,000立米にもなるものと推定してございます。その大部分が、近年の木材価格の低迷のため、たとえ市場に出しても採算ベースに乗らな

いというところから、大変もったいない話でございますが、切り倒され、放置されたままとなってございます。これら間伐材を木質のエネルギーとして有効利用し、利益を得ることができればと考えるのですが、現状としては非常に難しい状況であります。

現在の原油価格の安定している現状では、木質エネルギーを燃料として導入するための施設の改良や整備に多額の経費がかかること、また燃料資材の経費が、原油利用に比べまして、効率等を考慮した場合に割高となる事例が多いことから、大型の施設については公共施設での試験的導入が主なものになっており、一般企業での普及については、これに比べ低調にあります。

また、一般家庭等でのストーブの普及についても、利便性や燃料供給の課題などから、広く普及するまでには至っていない状況であります。今後広く普及していくためには、今よりも経費が軽減され、また、利便性の高い新技術の新製品の開発等々が必要となってきました。

昨年、和歌山県下一つとなって森林整備や木材産業を推進していこうということで、和歌山県森林整備加速化林業再生協議会が設立されました。このメンバーには、木質パウダーをこの3月から製造し、出荷する県の森林組合連合会の関係者や木材協同組合並びに県市町村が参加してございます。この中にはもちろん紀美野町と和歌山森林組合も入ってございます。今後この協議会のもとで広域的な取り組みをしながら、森林整備や木材産業を進めていけるものと期待してございます。

また、特に新技術で注目されております木質パウダーについても、県下での普及を期待しているものでございます。

質問の間伐材の活用、あるいはストーブ等の開発を奨励していこうという計画はないかということでございます。間伐材のエネルギー活動やストーブ等の開発研究につきましては、高度な専門分野の技術が必要で、それ相当の人材、施設、資金も伴ってくるということもあり、推奨するに当たっては、何をどのように奨励していくか、その内容等について、十分考えていく必要があるかと思っております。

町としては先の協議会や県、また町内の関係団体とも連携を図りながら、町内のみならず、県下の広域的な取り組みの中で、間伐材のエネルギー利用というものを推奨してまいりたいと考えております。また、その中でストーブ等の製造等についても推奨してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (美野勝男君) 15番、美濃良和君。

○15番 (美濃良和君) 1点目の裏金問題でございますけれども、1つは刑事告訴の問題については、検察審査会のほうに異議を申し立てたと、これが1つであるということでもありますけれども、何にしても、そういうことは当然していかなければならないことであって、いち早く取り組んでくれたことに対しては、私はもっともだと思います。

それから後の問題ですね、いろいろと先の加納議員も言われておりましたけれども、裏金の使い方について、横領、あるいは背任行為というふうなことも見受けられるというふうに思うんですよ。これについて、今から弁護士に相談してどうするかというふうに決めていくということではなかったのか。実際そのことについての検討はされてこなかったわけですか。それを聞きたいと思います。

町民の皆さん方とか、実態がなかなかわかっていただけてないということもございます。これは私もこの間に、そういうふうに聞いてきたわけですが、町として、そのことに対しての取り組み、それはどうであるのか、聞きたいと思います。

2点目の補助金の問題なんですが、ルールをつくることによって、団体の規制になってしまっただけではないと。それはもっともなことだと思います。しかし、それではということで、出していった場合、こちらには多く、こちらには少ない、あるいはないというふうなことになってはならないと思うんですね。ましてや基本的に、町民の今切実な問題等もあると思うんですね。

きょうは午前中の質問の中でも、何点かの問題について、切実な問題も出ておりましたけれども、現在出している団体、抑えよというのではないのですけれども、公平性をもってやっていかなければならないというふうに思うんです。

そういう点でルールと言っているのか、その表現が難しいのですが、町民が見て、なるほどというふうに思われる、そういうものがなければならぬのではないかとというふうに思いますが、その辺はどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

3点目の問題について、確かに難しい問題だと思います。実際、日高川町に電話で聞いてみたんですけれども、3つの施設にボイラーを導入すると。1つのボイラーが600万円、これについて100パーセントの補助金があったようであります。それを導入して、現在ある重油のボイラーと2つを使って、要するに重油のボイラーを取り壊さずにそのまま置いて、さらにパウダーを置くというふうな形で取り組んでいるようでありま

すが、何にしても1キロ40円で現在換えれると。そうするとカロリーが重油の半分ないようなので、重油が1リットル80円ですか、それより高くなれば得になる、安くなれば損になるというふうなことになるんでしょうけれども、何にしても、それに対する付加価値というんですか、森林の整備とか、あるいは環境というふうなことでの付加価値がついてくるということで、その辺のところ、お金も要りますが、町としても考えられないかということなんです。

できるだけ町として、今、エコの方向に話が進んでいるところで、そういうふうな事業所というんですか、そういうものができていくなれば、また、先ほど課長の答弁にありましたけども、研究もしていかなければ、ストーブは難しいかわかりませんが、それに取り組んでもらえるような方があるならば、そういうことで奨励をしていくというふうなことがされても、私はいいんではないかというふうに思うんです。

一番いいのは商品の開発なんですけど、石油を使わないようなものを販売していくというふうなことも含めて、何らか、町としても取り組んでいければ、林業の振興、環境問題、産業というふうな方向でいければ、町としても、一つの大きな課題の解消になっていくのではないかというふうに考えるわけなんですけど、答弁をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 美濃議員の再質問にお答えしたいと思います。

裏金問題のことなんですけど、以前から刑事告訴する場合に、弁護士に相談した上で決定したことであります。今、告訴した以外に、いろんな法に触れるようなこともあったわけですが、弁護士の話の中で、やはり大きな問題を立証していきたいと、こういったことの中で、幾つか取り上げて告訴をしたわけですが、今後のことにつきましては、弁護士と相談しながら考えていきたいというふうに思っております。

補助金のルール化の関係のことですけれども、先ほど答弁させていただいたわけですが、補助金というのは、町民の血税から補助を出しているというふうなことの中で、慎重に補助を考えていかないと、こういうふうに考えておるわけですが、補助金の趣旨というものを十分理解した上で、補助金を出していくべきかどうかについては、慎重に検討した上で考えていかなければならないというふうに思うわけです。

補助金を出すからには、町の発展につながるものでなかったらいけないのではないかと、こういうふうに考える次第でございます。十分考えた上での交付決定と、こういう

ふうな形にしていまいりたいと思いますので、その点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

○産業課長（増谷守哉君） 美濃議員の再質問にお答えさせていただきたいと思
います。

日高川町の施設、パウダーの燃料を使いながら、この3月から運用を始めるというこ
とで話は聞いてございます。ボイラーのバーナーが1つ600万円ということで今お聞
きましたんですが、3カ所の全体の事業費を聞いてみますと、8,000万円の事業費が
かかっているということでございます。そのうち国の補助、県の補助が大方75%ぐら
いあったかなと記憶しているんですが、そういうふうにかなり金額的に大きなものを導
入して、木材を活用するという意義に基づいて事業を進めているのかなと考えていると
ころでございます。

これにつきまして、かじか荘も町の温泉施設として経営しているんですが、同じよう
な経費を投入していく価値というのは、今のところどういうものなのか、ちょっとまた
検討も必要であろうかなと考えているところでございます。

また、ストーブ等の開発につきましては、町内にそういう形でつくっていきたいとい
う方がおれば、別の商工的な補助、また林業的な補助もございますので、また検討して
奨励をしていまいりたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

○15番（美濃良和君） 裏金問題で、何にしても法に触れることについて、あっ
たというふうなことであったけれども、そのうち大きいものだけをやったと、告訴した
ということでありますけれども、刑事問題については、民事と違って時効が早いんです
ね。民事の場合はとめることができますが、刑事はとめることができないと。

そういうふうなことであって、町民の皆さん方、また一般的な方々も、この問題につ
いて、いいかげんにしてはならないと。何らかの決着をつけてくれよというふうなとこ
ろの意向が強いように思います。そういう点で、もうこれで2年になるんですか。2年
前の時効に関するところは、それだけどんどんとなってきたというふうなことで、
時効も考えて対応を早めなければならんというふうに思います。

弁護士と相談ということなんですけども、この問題は早急に物事を進めていくとい
うことがされなければ、町に対する信頼というものにもかかわってくると思うんです。そ

ういう点で、3回目ですので、町長に伺いたいと思います。

町民の皆さん方に知らせることについて、ちょっとわからなかったんですけども、どういうふうなやり方を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

私は補助金について、町の発展ということで、今、課長も言われましたが、決して出してはならないというふうなことではなくて、町の発展のために使っていただきたいということなんですけども、皆さんが納得できる予算の使い方、先ほど血税というふうな話もありましたけども、そういう点で1万1,000人の共通の財布ということでありますから、こちらにだけ多く交付するという点については、やはり問題があるというふうに思うんです。そういう点で、この問題については非常に難しい問題ですけども、町民の皆さん方が納得できるというふうなことについて、交付するという点でやっていただきたいと思います。

木質パウダー等のバイオマスの考え方について、いろいろと難しい点があると思いますが、今申しましたように、町にとって大事な資源は、できるだけうまく使っていくという点ですね。近くにそういうふうなところが出てきたということでもありますので、町としても参考にできるものは参考にして、町の発展のためにやっていただくと。これも研究していただきたいと思います。

以上3点について要望と、最後の1点だけ、質問したいと思います。

○議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の時効が早いと。町に対する対応、また、町民からの信頼度が問われるのではないかと、こういうことですが、刑事告訴につきましては、本当に弁護士と細部にわたって打ち合わせをし、そして現在まで告発をしてきました。しかしながら、弁護士の見解では一番確実性のあるというんですか、そうしたことでこれを告訴していかうということで、公金の横領ということで告発をしておるところでございます。

これにつきましては、加納議員の時にも総務課長からお答えをいたしましたが、不起訴という措置が取られました。その2日後に、検察審査会のほうへ不服の申請を申し立てております。そしてまた今回、弁護士との話の中で、近々意見書を提出していかうと、こういう運びになっておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それと町民への周知、どうして知らせていくのかということですが、これにつきましては現在、刑事告訴も継続中です。そしてまた、民事訴訟についても審議中だ

ということで、やはりそうした周知をする時期があるだろうというふうに私は考えております。したがって、ある程度段落がついた時点、そうした時期を見計らいながら、町民に対して周知徹底を図っていききたい、そのように考えておるところでございます。

それと3点目の木質パウダーの資源の再利用でございますが、これにつきましては本当に私ども頭の痛いところございまして、やはり環境問題、また産業等への取り組み、そうしたことも十分周知いたしております。

そんな中でこれを再利用するための資本投資というか、そうしたことが非常に大きなウエイトを占めてくると。そして利用することによって、コストが安くつけば問題ないのですが、今のバイオマスを考えますと、重油等を使うよりも非常に高くなる。そんな中で皆さん方、頭を痛めているところであろうと思います。

ご承知のとおり、第1保育所なんですが、太陽光の採用をいたしまして、床暖房等々今行っておるところでございます。あれにつきましても環境問題、また経済対策、資金の中であれを活用していると、こういうふうな状況でございます。

今後はやはりこうした森林活用、また資源活用も考えながら、県の方で現在森林整備加速化、また林業再生協議会というのを立ち上げて、県全体の問題として対応している。そんな中で、当町におきましても積極的にこれに参加をし、また提言をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（美野勝男君） これで美濃良和君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（美野勝男君） 本日はこれで散会します。

（午後 2時18分）